

令和3年6月定例会
(2021年)

議案書②

6月2日提出

【条例】

市議案第 57 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）6 月 2 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市長の附属機関として、豊中市バリアフリー推進協議会を設置するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	（省 略）		市長	（省 略）	
	豊中市住宅マスタープラン検討委員会	（省 略）		豊中市住宅マスタープラン検討委員会	（省 略）
				豊中市バリアフリー推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想についての重要事項の調査審議に関する事務
（省 略）			（省 略）		

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

市議案第58号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公平委員会の
委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

職員のサービスの宣誓に関する政令の改正に準じ、職員等のサービスの宣誓の実施方法について所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 (職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年豊中市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者の定める上級の公務員の面前において次の宣誓書に署名してから</u>でなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>且つ</u>、これを擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、全体の奉仕者として、市民の信託による公務を民主的<u>且つ</u>能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実<u>且つ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>2 職員のうち、その職務と責任の特殊性に<u>基いて</u>、前項の宣誓書に対する特例を必要とするものについては、任命権者は、あらかじめ市長の承認を得て、別にこれを定めることができる。<u>但し</u>、その特例は、前項の宣誓書の趣旨に反するものであってはならない。</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、次の宣誓書を<u>任命権者に提出してから</u>でなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>かつ</u>、これを擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、全体の奉仕者として、市民の信託による公務を民主的<u>かつ</u>能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実<u>かつ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>2 職員のうち、その職務と責任の特殊性に<u>基づいて</u>、前項の宣誓書に対する特例を必要とするものについては、任命権者は、あらかじめ市長の承認を得て、別にこれを定めることができる。<u>ただし</u>、その特例は、前項の宣誓書の趣旨に反するものであってはならない。</p> <p><u>3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>

(公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（服務の宣誓）</p> <p>第2条 公平委員会の委員は、任命後、<u>市長の面前において</u>、次の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>且つ</u>、これを擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、全体の奉仕者として、市民の信託による公務を民主的<u>且つ</u>能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実<u>且つ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p>（服務の宣誓）</p> <p>第2条 公平委員会の委員は、任命後、次の宣誓書を<u>市長に提出してから</u>でなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>かつ</u>、これを擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、全体の奉仕者として、市民の信託による公務を民主的<u>かつ</u>能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実<u>かつ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第59号

豊中市市税条例及び固定資産評価審査委員会条例
の一部を改正する条例の設定について

豊中市市税条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限の延長及び軽自動車税の種別割の税率を軽減する特例措置の見直しを行うとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市税条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(豊中市市税条例の一部改正)

第1条 豊中市市税条例(平成15年豊中市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び<u>扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は<u>扶養親族</u> 1,500円</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び<u>扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は<u>扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)</u> 1,500円</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>当該法人</u>の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>当該法人</u>の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる<u>もの</u>を除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3</p>	<p>号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人</u>の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人</u>の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる<u>もの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p>	<p>号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p>
<p>2 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び<u>扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定に</p>	<p>「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び<u>扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定に</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>よる控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第19条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第31条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割</p>	<p>よる控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第19条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第31条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>に係る第 8 9 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 9 条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 8 9 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 8</p>	<p>に係る第 8 9 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 9 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車 (以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 8 9 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 8</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>9条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>9条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u>に対する第89条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第89条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第34条 附則第16条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条の規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第112条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第16条第1</p>	<p>掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第34条 附則第16条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条の規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第112条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第16条第1</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 1 1 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 1 8 年 1 月 1 日から <u>令和 3 年 3 月 3 1 日</u> までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 1 1 2 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 1 1 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「法施行令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格」とあるのは「法施行令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格(法附則第 1 1 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 5 2 条 (省 略)</p>	<p>1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 1 1 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 1 8 年 1 月 1 日から <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 1 1 2 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 1 1 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「法施行令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格」とあるのは「法施行令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格(法附則第 1 1 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 5 2 条 (省 略)</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは「令和 1 7 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。</u></p>

第 2 条 豊中市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 4 4 条 (省 略)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 4 4 条 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2～8 (省 略)</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (省 略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (省 略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提</p>	<p>2～8 (省 略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (省 略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (省 略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は法施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は法施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は法施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は法施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日又は法施</p>

(現 行)	(改 正 後)
後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日又は法施行令第6条の18第2項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。	行令第6条の18第2項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 固定資産評価審査委員会条例（昭和26年豊中市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5・6 (省 略)</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>6～8 (省 略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4・5 (省 略)</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>6～8 (省 略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中豊中市市税条例第22条の2第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第2条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日
- (3) 第1条中豊中市市税条例第15条第2項、第17条第1号及び第28条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）第22条の2第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の豊中市市税条例第22条の2第1項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第15条第2項、第17条第1号及び第28条の3第1項並びに新条例附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の豊中市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

市議案第60号

豊中市諸収入金の督促，延滞金及び過料に関する

条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市諸収入金の督促，延滞金及び過料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

延滞金の額の計算方法その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例等の一部を改正する条例

(豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例の一部改正)

第1条 豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例(昭和40年豊中市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(延滞金)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促を受けた者が、諸収入金を納付する場合においては、その諸収入金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算して得た金額に相当する延滞金の額を諸収入金と同時に徴収する。<u>ただし、延滞金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第4条 市長は、納付義務者が納期限までにその諸収入金を納付しなかったことについてやむをえない理由があると認める場合は、<u>前条に規定する延滞金額を減免することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促を受けた者は、<u>納期限後にその諸収入金を納付する場合においては、その諸収入金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。</u>ただし、<u>延滞金の確定金額に100円未満の端数がある場合におけるその端数金額又は延滞金の確定金額が1,000円未満である場合におけるその確定金額については、この限りでない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第4条 市長は、納付義務者が納期限までにその諸収入金を納付しなかったことについて<u>やむを得ない理由</u>があると認める場合は、<u>前条第1項に規定する延滞金を減免</u>することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

（豊中市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>（延滞金）</p> <p>第21条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額が10円未満であ</p>	<p>（延滞金）</p> <p>第21条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の<u>確定金額</u>に100円</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>る場合においては、この限りでない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p>11 当分の間、第21条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>12～17 (省 略)</p>	<p><u>未満の端数がある場合におけるその端数金額又は延滞金の確定金額が1,000円未満である場合におけるその確定金額については、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p>11 当分の間、第21条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>12～17 (省 略)</p>

(豊中市介護保険条例の一部改正)

第3条 豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(延滞金)	(延滞金)

(現 行)	(改 正 後)
<p>第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額が10円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p>11 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.</p>	<p>第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、<u>延滞金の確定金額に100円未満の端数がある場合におけるその端数金額又は延滞金の確定金額が1,000円未満である場合におけるその確定金額</u>については、この限りでない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p>11 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
3パーセントの割合) とする。 12～18 (省 略)	12～18 (省 略)

(豊中市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 豊中市後期高齢者医療に関する条例(平成20年豊中市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(延滞金)</p> <p>第5条 法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、<u>延滞金の額が10円未満である場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第5条 法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、<u>延滞金の確定金額に100円未満の端数がある場合におけるその端数金額又は延滞金の確定金額が1,000円未満である場合におけるその確定金額については、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3 (省 略)</p>

（北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年豊中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>（延滞金）</p> <p>第12条 <u>管理者は、受益者が納期限後にその負担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があると</u></p>	<p>（延滞金）</p> <p>第12条 <u>受益者は、納期限後にその負担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>き、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p><u>がある場合におけるその端数金額又は延滞金の確定金額が1,000円未満である場合におけるその確定金額については、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例附則第3項の改正規定、第2条中豊中市国民健康保険条例附則第11項の改正規定、第3条中豊中市介護保険条例附則第11項の改正規定、第4条中豊中市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の改正規定及び第5条中北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例第3条第1項、第2条の規定による改正後の豊中市国民健康保険条例第21条第1項、第3条の規定による改正後の豊中市介護保険条例第10条第1項、第4条の規定による改正後の豊中市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項及び第5条の規定による改正後の北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に額が確定する延滞

金について適用し、同日前に額が確定する延滞金については、なお従前の例による。

市議案第61号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所
要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (省 略)</p> <p><u>第5章 雑則（第41条）</u></p> <p>附則</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>第 5 章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第 4 1 条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 7 条の改正規定及び次項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

市議案第62号

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の設定に
ついて

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴
い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（省略）</p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3項及び附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（省略）</p> <p><u>第6章 雑則（第50条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3項及び附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）</u>）にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下<u>この号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>であつて</u>、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの<u>利用定員</u></p>	<p>が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下<u>この号及び第4項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて</u>、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの<u>利用定員</u>（<u>国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(7)～(11) (省 略)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p><u>分ごとの利用定員)</u></p> <p>(7)～(11) (省 略)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条、第19条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第63号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>であって</u>、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（<u>同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって</u>、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設又は事業所</u>として適切に確保しなければ</p>

(現 行)	(改 正 後)
(1)・(2) (省 略) 6～9 (省 略)	ばならない。 (1)・(2) (省 略) 6～9 (省 略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第64号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第16章 (省 略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第16章 (省 略)</p> <p><u>第17章 雑則(第204条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第17章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第1</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>94条の12, 第194条の20, 第201条, 第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。), 第54条第1項, 第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。), 第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)</u>及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, <u>当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p><u>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は, 交付, 説明, 同意, 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち, この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て, 当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ, 書面に代えて, 電磁的方法(電子的方法, 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。</p>

(豊中市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に, 傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第17条 婦人保護施設は, 作成, 保存その他これらに類するものうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (省 略)</p>	<p><u>された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> (省 略)</p>

(豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省 略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省 略)</p> <p><u>第3章 雑則(第62条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第3章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第62条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項、</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2. <u>指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

（豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 （省 略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 （省 略）</p> <p><u>第10章 雑則（第91条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第10章 雑則</u></p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第91条 <u>障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これら</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>に類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

（豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第23条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

（豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第21条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもの</u> <u>のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる</u> <u>情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で</u> <u>行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p>く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>

(豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省 略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省 略)</p> <p><u>第3章 雑則(第47条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第3章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）</u> <u>で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）</u>については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p><u>2 障害者支援施設及びその職員は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

（豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 （省 略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 （省 略）</p> <p><u>第8章 雑則（第106条）</u></p> <p>附則</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 (省 略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第106条</u> 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第8条中豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条、第7条及び第79条の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第65号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

建築基準法施行規則の改正に伴い、所要の規定を改正するた
め、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(確認及び検査等の手数料)</p> <p>第64条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知をしようとする者は、申請又は計画の通知1件につき、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。</p> <p>表の部分 (省 略)</p> <p>備考 磁気ディスク申請等の手続は、<u>規則第11条の3の規定又は市長の定めるところによる(第4項及び第5項において同じ。)</u>。</p> <p>2～16 (省 略)</p>	<p>(確認及び検査等の手数料)</p> <p>第64条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知をしようとする者は、申請又は計画の通知1件につき、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。</p> <p>表の部分 (省 略)</p> <p>備考 磁気ディスク申請等の手続は、市長の定めるところによる<u>(第3項及び第4項において同じ。)</u>。</p> <p>2～16 (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。